

塩尻市緊急通報装置利用同意書

私は、塩尻市緊急通報体制整備事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、市が委託した事業者（以下「事業者」という。）による緊急通報装置の設置・運用・撤去等に関し、次の事項について同意します。

また、設置した装置は、私が責任をもって管理します。

（装置の設置等について）

- 1 設置する装置は次のとおりであること。
 - （1） 固定電話回線利用型装置本体又は携帯電話回線利用型装置本体
 - （2） ペンダント型無線発信機
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、装置の設置及び作動に必要なもの
- 2 装置は自宅外では使用できないこと。
- 3 自宅内であっても電波到達等により作動しない場合があること。
- 4 各居室等における電波の到達状況は、設置時に確認すること。
- 5 サービスの利用を終了する時には、装置を返還すること。
- 6 装置を返還しない場合は、当該機器相当額の実費を負担します。
- 7 装置の適正な作動を確保するため、事業者が行う装置の保守点検、故障時の修理等を受けること。

（費用について）

- 1 利用料、設置費及び撤去費を、市が決定し通知する額により納入すること。
- 2 利用料を口座振替又は市が発行する納入通知書により、翌月末日（当該日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、翌営業日）までに納入すること。
- 3 設置費及び撤去費を設置又は撤去を行った月の利用料と併せて納入すること。
- 4 利用料は、1月を単位として算定し、日割りその他のあん分は行わないこと。
- 5 利用料に係る負担額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとに、これを切り上げること。
- 6 利用料は、装置を設置した日の属する月から装置を撤去した日が属する月まで発生すること。
- 7 私の故意若しくは過失又は天災（大規模災害を除く。）による故障の修理費を私が負担すること。
- 8 前各項に定めるもののほか、装置の稼働に必要な電気代等の必要な費用を私が負担すること。

(設置に関する承諾の取得)

- 1 賃貸住宅等持ち家以外の住宅に装置を設置する場合は、装置の設置についての承諾を事前に当該住宅の貸主から取得しておくこと。
- 2 前項の承諾が得られない場合は、装置の設置を行わないことがあること。

(譲渡・転貸等の禁止)

本同意に基づく利用の権利を第三者に譲渡し、装置を転貸し、又は担保に供してはならないこと。

(届出)

次の事項に該当した場合は、速やかに市へ届け出てその指示に従うこと。

- (1) 住所その他申請内容に変更があったとき。
- (2) 装置の利用が不要となったとき。

(緊急時の対応・立入・合鍵の取扱い・免責)

- 1 緊急通報ボタンを押した場合であっても、警察、救急その他の機関に直接通報する仕組みではなく、まず事業者の受信センターに送信されます。受信センターから状況を電話で確認した上で、状況に応じて警察、救急その他の機関への通報又は連絡員若しくは緊急連絡先への連絡その他必要な対応が行われる仕組みです。
- 2 緊急時に、警察、救急その他の機関が必要な範囲で敷地内（住居を含む。）へ立ち入ること。
- 3 前2項に規定する立入りに際し、警察、救急その他の機関が、住宅の一部を破損した場合で、警察、救急その他の機関に故意又は重過失がないときは、警察、救急その他の機関は当該破損に関する賠償責任を負わないこと。
- 4 天災、停電その他市又は事業者の責に帰さない事由により、本システムが正常に作動しない場合があること。
- 5 事業者は看護又は身体介護を行わないこと。
- 6 通報ボタンを使用せず、電話で出動を要請した場合は、別途料金が発生すること。
- 7 通報時に受信センターから協力員又は緊急連絡先へ連絡を行うため、事前に本人が当該者へ装置の目的及び連絡の可能性を説明しておくこと。
- 8 受診センターからの連絡を受けて協力員又は緊急連絡先として登録された者が駆けつけた場合の対応については、本人と当該者との間であらかじめ調整しておくこと。

檜川地区

(救急対応に関する限定)

- 1 装置及び本サービスは、緊急事態の発生を通報し、関係機関等への連絡・出動要請等を支援するものであり、救急医療行為、診療、処置、救急搬送その他の救急業務の提供を行うものではないこと。
- 2 救急活動（救急車の出動、医療行為の提供等）は所管機関の判断及び体制により行われ、その可否、到着時間、処置内容等について、市及び事業者は保証しないこと。

(撤去・利用停止)

次の各号のいずれかに該当する場合、市は装置を撤去し、又は利用を停止すること。

- (1) 装置利用対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 装置の利用が不要又は困難であると認められるとき。
- (3) 装置を利用する環境が整わない又は変更となったとき。
- (4) 正当な理由なく利用料の支払が行われなかったとき。

(損害の負担)

故意又は過失にかかわらず、装置の全部若しくは一部を毀損した場合、私はその費用を負担します。

(個人情報の取扱い)

- 1 市は、実施要綱及び個人情報の保護に関する法律に基づき、装置の提供・運用に必要な範囲で、私の氏名、住所、緊急連絡先、協力員情報等を取得・利用し、事業者に必要な範囲で提供すること。
- 2 私は、緊急連絡先及び協力員情報等に変更が生じた場合、速やかに市へ届け出ます。

(疑義の取扱い)

本同意書及び実施要綱に定めのない事項が生じた場合は、本人と市が協議の上定めること。

年 月 日

同意者（利用者） 住所
氏名

印
(又は署名)